



びに消費税および地方消費税資本的収支調整額 295,183千円で補填するものとする。)

### 収 入

| 款           | 項       | 金 額             |
|-------------|---------|-----------------|
| 1 資 本 的 収 入 |         | 千円<br>1,224,300 |
|             | 1 企 業 債 | 1,060,000       |
|             | 2 補 助 金 | 145,500         |
|             | 3 出 資 金 | 18,800          |

### 支 出

| 款           | 項               | 金 額             |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 1 資 本 的 支 出 |                 | 千円<br>5,401,000 |
|             | 1 建 設 改 良 費     | 4,167,008       |
|             | 2 企 業 債 償 還 金   | 1,173,664       |
|             | 3 固 定 資 産 購 入 費 | 60,328          |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                                    | 期 間    | 限 度 額     |
|--|--------|-----------|
| 水道用水建設事業<br>(西部幹線下流)<br>工区送水管工事)       | 平成28年度 | 78,545千円  |
| 水道用水改良事業<br>(管路塩素追加注入)<br>設備設置工事)      | 平成28年度 | 346,048千円 |
| 水道用水改良事業<br>(朝国共同施設導水ポン<br>プ場脱臭処理施設工事) | 平成28年度 | 270,994千円 |

| 事 項  | 期 間                  | 限 度 額     |
|--|----------------------|-----------|
| 水道用水改良事業<br>(朝国共同施設導水ポンプ場脱臭処理施設建築<br>工事監理業務委託) | 平成28年度               | 2,564千円   |
| 馬渕浄水場低濃度PCB<br>汚染変圧器処理業務委託                     | 平成28年度               | 56,808千円  |
| 浄水場運転管理業務                                      | 平成28年度から<br>平成32年度まで | 466,448千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的     | 限度額              | 起債の方法           | 利率         | 償還の方法  |
|-----------|------------------|-----------------|------------|--|
| 水道用水建設事業費 | 千円<br>450,000    | 普通貸借または<br>証券発行 | 5.0以内<br>% | 借入日の翌日から5年以内<br>据え置き、40年以内の期間に<br>おいて償還する。<br>ただし、借入先の融資条件、<br>財政その他の都合により償還<br>期間の短縮および据置期間の<br>延長をし、繰上償還を行いま<br>たは借換をすることができる。 |
| 水道用水改良事業費 | 610,000          |                 |            |  |
| <b>計</b>  | <b>1,060,000</b> |                 |            |  |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 472,967千円
- (2) 交際費 25千円

(他会計からの補助金)

第9条 水源開発に要する経費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,118千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、688千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造